

協議第 5 4 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 確認

各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）について

各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第54号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
高齢者福祉事業

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	高齢者福祉事業	分科会	高齢福祉分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 敬老祝金等事業 (祝金支給、長寿者訪問) ・敬老祝金 (敬老年金)	・高齢者に祝い金を贈る。 要件:市内に1年居住している、9月15日現在で80歳・90歳・100歳の節目を迎えた人 80歳・・・5,000円 90歳・・・10,000円 100歳・・・30,000円	・同左 要件:9月15日現在、本市の住民基本台帳に登録されている満77歳以上の者 77歳以上・・・3,000円	・同左 要件:町内に居住、9月15日現在で70歳台、80歳台、90歳以上 70歳台・・・3,000円 80歳台・・・5,000円 90歳以上・・・10,000円	・同左 要件:80歳以上本人又は扶養義務者、同居者の申請 80歳以上・・・5,000	・同左 要件:村内に1年居住している。1月1日現在で80歳以上の人 80歳以上・・・5,000	・同左 要件:町内に1年居住者で、9月15日現在で80歳以上の人 80歳以上・・・5,000
・長寿ほう賞 (祝金)	—	—	・高齢者に記念品と祝金 要件:町内に住所を有し満99歳・記念品と副賞、満100歳・金杯と副賞 99歳・・・100,000円 100歳・・・200,000円	・同左 要件:満100歳に達した日にお祝い状、副賞、町広報で公表 100歳・・・1,000,000円	—	・高齢者に祝金 要件:町内に5年以上居住者で、100歳の誕生日を迎えた人 100歳・・・300,000円
・長寿者訪問	・市長と助役が訪問し記念品を贈る 要件:9月15日現在で100歳以上の高齢者の内、男女各1名。 1. 5千円程度	・市長が訪問し記念品を贈る 要件:9月15日現在で在宅の最高齢者	・町長が訪問し記念品を贈る 要件:9月15日現在で93歳以上の者(1回限り)翁の置物、菓子折り 置物・・・25,000円程度 菓子折り・・・3,000円程度	—	—	・同左 要件:9月15日現在で町内に1年住居居住者で、90歳以上の人 敬老祝金に含む
・長寿記念品	—	・高齢者に記念品を贈る 要件:80歳以上夫婦、88歳以上の者、100歳以上の者 80歳以上夫婦・・・1,500円程度 88歳以上・・・2,000円程度 100歳以上・・・15,000円程度	・同左 要件:町内に在住し、9月15日現在で満77歳・長寿ばし、88歳・福茶釜 はし・・・1,500円程度 茶釜・・・5,000円程度	—	—	—
・三世代夫婦表彰	—	—	・三世代同居夫婦に表彰状・記念品 要件:9月15日現在で町内に6ヶ月以上居住する三世代同居夫婦 20,000円程度	—	—	—
・寝たきり老人介護者慰労	—	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	-----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
・同左 要件：町内に在住する70歳以上の 人 70歳台・・・2,000円+商品券1,500 円 80歳以上・・・5,000円 +商品券1,500円	—	・津市に同じ 要件：町内に8月1日現在の居 住者で、9月15日(9月16日の誕 生日まで)現在で80歳・88歳以上 の方 80歳・・・3,000円 88歳以上・・・5,000円	・高齢者に敬老年金を贈る 要件：毎年9月15日現在満80歳以上 の者で、引き続き3年以上村内に在 住し住民登録している者 80歳以上・・・10,000円	・敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問の二つの事業を行う方向で調整する。 ・祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の 節目を迎える人とし、祝金(または記念品)の額については、合併までに調整する。 ・長寿者訪問は、市内最高齢者男女1名に、市長等が訪問し、記念品を贈る。
・河芸町に同じ 要件：満100歳を迎えた人記念 品、賞状、副賞 100歳・・・100,000円+品5万円相 当	・同左 要件：町内に引き続き5年以上 在住し、年齢100歳の人、町長が 授与する。 100歳・・・100,000円+品5万円相 当	—	・報償金と賞状 要件：村内に引き続き5年以上 在住、満100歳の者 100歳・・・1,000,000円	
・津市に同じ 要件：90歳以上の人 商品券10,000円	・久居市に同じ 要件：最高齢男女各1名 品10,000円程度	・町長が訪問し記念品を贈る 要件：100歳になった方 商品券20,000円	—	
・最高齢者に記念品を贈る 要件：9月15日現在で町内最高 齢者 商品券30,000円 (長寿者訪問との重複は不可)	・久居市に同じ 要件：その年で85歳、88歳の人 85歳・・・品5,000円程度+記念写 真(6,000円程度) 88歳・・・品5,000円程度	—	・久居市に同じ 要件：男女最高齢者、95歳・90 歳 最高齢者・・・品8,000円程度 95歳・・・品5,000円程度 90歳・・・品4,000円程度 74歳以上・・・品900円程度	
—	—	—	—	
・介護者手当受給者 要件：寝たきり老人介護者(初年 度のみ) 商品券30,000円	—	—	—	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	高齢者福祉事業	分科会	高齢福祉分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 緊急通報装置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・電話型及びペンダント型緊急通報装置の貸与・・・緊急時にボタンを押すと緊急通報センターに通報が入り、センター職員が協力員による確認の要請、救急車の出動要請等の必要な措置を行う。 ・概ね65歳以上の心身に障害のあるひとり暮らし老人又は、ねたきり老人を抱えた老人のみ世帯、およびひとり暮らしの重度身体障害者 ・委託先：民間業者 ・利用料金：無料(但し、通話料のみ自己負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 市内に住所を有する満65歳以上の低所得者のひとり暮らしの高齢者常時継続して安否の確認を必要とする者。近隣に扶養義務者がおらず他との交流がない者。老人世帯で一人が病弱である世帯 ・委託先：社会福祉協議会(再委託：民間業者) ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・津市に同じ ・津市に同じ ・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・概ね65歳以上のひとり暮らし等の病弱な高齢者 ・同左 ・利用料金・・・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・津市に同じ ・同左 ・利用料金・・・利用者の所得により3段階(月額使用料2,940円)、通話料のみ自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・津市に同じ
8 老人クラブ助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興・レクリエーション等の活動を実施している老人クラブへの補助金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> 友愛活動、老人福祉大会、社会奉仕・教養交流開催・スポーツ・レクリエーションの老人クラブ活動への補助金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
クラブの現況	14,715,400円 189クラブ 17,132人	1,520,400円(24クラブ、2,562人)	1,231,000円 18クラブ	1,020,000円 17クラブ	・補助額：1クラブ均等2万円 会員数×500円 12クラブ	1,050,000円 13クラブ
助成基準	49人以下・・・会員数×600 50～149人・・・会員数×500 +25,000 150人～・・・会員数×500 +30,000	会員数×200円+42,000	毎年定額1,231,000円	会員数×330円+30,000円	会員数×500円+20,000円	規定なし
交付方法	各クラブへ交付	各クラブへ交付	老連の請求に基づき、老連へ交付し各クラブへ交付	各クラブへ交付	各クラブへの交付	社協(老人クラブ連合会事務局)へ交付し、事務局から各クラブへ交付
14 はり・きゆう・マツサージ施術費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施術1回につき1,000円助成し、年間6回を限度とし助成券を交付する。 ・助成券の有効期間は交付日よりその日の属する年度末まで。 ・助成券は申請の日から残月数に応じ、2カ月に1枚の割で交付する。 ・市内居住70歳以上 	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		7. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 14. 津市の例により調整する。(合併と同時に)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左 ・概ね65歳以上の虚弱の独居老人世帯、高齢者世帯、独居の重度障害者 ・委託先・・・(社福)香良洲町社会福祉協議会、(再委託)民間業者 ・同左	・同左 ・津市に同じ ・津市に同じ ・同左	・同左 ・概ね65歳以上の低所得世帯のひとり暮らし老人 ・同左 ・同左	・電話型及びペンダント型緊急通報装置の貸与・・・緊急時にボタンを押すと協力員(3名登録)へ通報が入り、救急車の出動要請等の必要な措置を行う。 ・津市に同じ ・NTTSL-5号の活用	・一人暮らし高齢者等の安心確保、在宅生活を支援するものとして有効な装置であることから、新市としても引き続き実施する方向で調整する。 ・対象者については所得制限を設ける。なお、現利用者については経過措置として継続する方向で調整する。
・同左 10クラブ 1,100,000円(老人クラブ連合会活動費含む) 規定なし 老連へ交付し、各クラブへ交付	・同左 20,000円×16クラブ 500円×1,711人 会員数×500円+20,000円 各クラブへの交付	・同左 900,0000円 19クラブ、1,403人 会員数×1,000円 各クラブへ交付	・同左 7クラブ 30,000円×クラブ数+会員割り 各クラブへ交付	・津市の助成基準により算定する方向で調整する。
—	—	—	—	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	高齢者福祉事業	分科会	高齢福祉分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 紙おむつ等給付事業	<p>・概ね65歳以上で、在宅において、失禁状態にあるため紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く)</p> <p>・一人1日につき、パンツ型紙オムツ3枚、リハビリパンツ2枚又は尿取りパッド6枚のいずれかを1週間分まとめて現物支給する。業者が週1回家庭を回り、1週間分を手渡しし、使用済みの物を回収する。</p> <p>利用料金・・・無料</p>	<p>・本市に住所を有する65歳以上の者で、居宅において失禁状態であるために常時おむつの使用が必要であり、市長が必要と認められた者(生活保護世帯は、除く)(申請時に領収書必要)</p> <p>・助成金・・・一月当たり5,000円を限度として支給する。</p>	<p>・年齢が65歳以上の者、及び60歳以上の老人性痴呆症、療育手帳所持者、身障1、2級で20歳以上の者で、失禁状態にあり、常時おむつ使用が必要な人。(介護保険等施設入所者を除く)</p> <p>・一人、1月あたり4,000円を限度として現物支給。おむつ一覧の中から選び、月初めに4,000円分を業者が宅配。 (現物給付が困難な場合現金給付あり)</p> <p>・津市に同じ</p>	<p>・寝たきり度判定基準によるランクB・Cの者、痴呆老人の日常生活自立度判定基準によるランクⅢ以上の者、身障1・2級で常時オムツの使用が必要であると認められる者、療育手帳の総合判定でAで常時オムツの使用が必要であると認められる者</p> <p>・月4,500円限度現物給付ただし、介護保険施設サービス受給者以外の者で、現物支給が困難な場合には、月4,500円現金支給する。 15年度から社協会への委託事業。</p>	<p>・65歳以上の者、及び60歳以上の老人性痴呆又は、20歳以上の1級及び2級の障害を有する者で、失禁状態に有り、常時オムツの使用が適切であると判断した者で、美里村に引き続き6ヶ月以上居住している者、その他、村長が必要と認められた者。</p> <p>・1ヶ月あたり、3,000円の支給を行う。 (申請を提出した翌月より支給する。)</p>	<p>・概ね65歳以上で、身体及び精神上の著しい障害があるため、居宅において常に介護が必要で、かつ、失禁状態にあるため常に紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。</p> <p>・1ヶ月5,000円を限度に利用者の請求(請求書におむつ領収書を添付)により申請し指定口座へおむつ代を振り込む。 尿とりパットも含む、入院中の者も含む。</p>
30 高齢者訪問理美容サービス事業	—	<p>・対象者・・・介護保険要介護4又は5で理髪店や美容院に出向くことが困難な65歳以上の在宅高齢者</p> <p>・利用回数・・・原則として3ヶ月に1回</p> <p>・利用者負担・・・事業者が定める調髪等にかかる理美容実費額を負担する</p> <p>・サービスを提供する際、対象者の身体の移動や支え等の身体介護に属する部分については対象者の家族等において行う</p> <p>・委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部、三重県理容業生活衛生同業組合久居支部</p> <p>・委託料・・・単価による契約、訪問実施1件につき1,500円</p>	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 30. 久居市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>・概ね65歳以上の身体及び精神上の著しい障害があるため、居宅において常に介護が必要で、かつ、失禁状態にあるため常に紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。</p> <p>・毎月紙オムツ一袋(4,000円程度)を香良洲町と委託契約を締結している業者が対象者宅へ宅配。 事業実施決定は行政、事業実施は香良洲町社会福祉協議会に委託。</p>	<p>20歳以上で、身体及び精神上の著しい障害があるため、居宅において常に介護が必要で、かつ、常に紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。</p> <p>・フラット50枚/月 パンツ20枚/月 尿採り24枚/月(平均約1,200円)民生委員が毎月訪問し配達</p>	<p>・3級以上の障害者手帳を有し、医師よりオムツの常用が必要と認められた20歳以上の者 知的障害者更生相談所等の判定した療養手帳を有し、医師よりオムツの常用が必要と認められた20歳以上の者 65歳以上の老人で医師よりオムツの常用が必要と認められた者</p> <p>・手当の額は、受給者1人につき年額36,000円とする。</p>	<p>・65歳以上虚弱者で支援が必要な者ただし介護保険の認定を受けた者とする。</p> <p>・要介護4及び5・・・75,000円(限度額) 以外の者・・・50,000円(限度額)</p>	<p>・紙おむつの給付は現物給付とし、支給限度額を5,000円(久居市・安濃町の例)とする方向で調整する。</p>
<p>対象者・・・久居市に同じ</p> <p>委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部 三重県理容生活衛生同業組合久居・一志支部</p> <p>委託料・・・久居市に同じ</p>	<p>対象者・・・久居市に同じ</p> <p>利用回数・・・原則として3ヶ月に1回</p> <p>利用者負担・・・事業者が定める調髪等にかかる理美容実費額を負担する</p> <p>サービス利用券の交付</p> <p>委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部 三重県理容生活衛生同業組合久居・一志支部</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	高齢者福祉事業	分科会	高齢福祉分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
31 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業 ・対象者 ・事業内容 ・利用料金	—	—	・介護保険要介護4以上の在宅老人 ・寝具の洗濯、乾燥、消毒サービス事業 ・利用回数 年2回 ・在宅寝たきり老人等が使用する敷布団・掛布団・毛布とし1回あたり各1枚を限度 ・自己負担・・・費用の30% 敷布団2,500円、掛布団2,500円、毛布500円(税込み) 計5,500円で実施業者指定	・同左 ・寝具の洗濯、乾燥、消毒サービス事業 ・利用回数 年2回 ・在宅寝たきり老人等が使用する敷布団・掛布団・毛布とし1回あたり各1枚を限度 ・自己負担・・・費用の30% 寝具丸洗い(掛布団・敷き布団、毛布)セット6,000円/回(消費税別途)で実施業者指定	・美里村に引き続き6ヶ月以上住所を有し、次のいずれかに該当する者 ○概ね65歳以上の一人暮らし高齢者 ○老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、臥床している概ね65歳以上の高齢者 ○重度の身体障害者の為に臥床している身体障害者(児) ・寝具(掛け布団、敷き布団、毛布各1枚を1式)の洗濯・乾燥・消毒 (一年に2回利用可能) ・無料 *ただし、代替え布団においては、掛け布団、敷き布団、毛布各1枚500円の自己負担。 ・委託先・・・サン・リフレッシュサービス	・概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者世帯 ・寝具類等の衛生管理が困難な高齢者及び障害者に対して、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを年2回実施する。 ・掛布団・敷布団・毛布 1セットで個人負担1,890円/回 町と委託契約した指定業者が実施。
45 徘徊高齢者家族支援サービス事業	—	・在宅で生活する痴呆徘徊高齢者等を介護している家族に対し、徘徊探索器を貸与することにより痴呆性高齢者等が徘徊した場合、早期に発見し、事故の防止を図るなど、家族等が安心して介護できる環境を整備し、福祉の増進を図る。 平成15年度から加入料金、本体・付属品は市負担、位置情報提供料金及び現場急行料金は利用者負担 委託先 民間業者	—	・痴呆性高齢者を介護している家族等に対し、徘徊高齢者の事故の防止を図るとともに家族等が安心して介護できる環境を整備し、在宅生活の安全と向上を図る 機器導入時の初期導入経費を町が負担する。	—	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		31. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 45. 久居市の例により調整する。		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険要介護4以上の者 ・身障手帳1、2級所持者と寝たきりの者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に在住する高齢者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、利用料金については河芸町の例により調整を行う。 ただし、対象者については、河芸町の例に「身障手帳1、2級所持者と寝たきりの者」を含めることとする。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具(掛け布団、敷き布団、毛布各1枚を1式)の洗濯・乾燥(一年に2回利用可能) 		<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり老人等の寝具の乾燥 	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・1回600円 			
<ul style="list-style-type: none"> ・久居市に同じ 		—		